

〔昭和48年2月19日〕
海上自衛隊達第7号

船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達を次のように定める。

船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、海上自衛隊が保有する船舶の船型、支援船の名称及び配属等、船舶総表等、航空機の装備並びに航空機総表等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援船の配属等 支援船の配属、配属替、籍及び除籍をいう。
- (2) 航空機の装備等 航空機の装備、装備替、保管及び除籍をいう。
- (3) 区分変更 自衛艦を支援船に、支援船を自衛艦に変更することをいう。
- (4) 種別変更 自衛艦若しくは支援船又は航空機の種別を変更することをいう。

(船舶の船型)

第3条 自衛艦の船型は、基準排水量、主要装備、船体の形状及び構造が同一又は類似しているものを同一の船型とし、これらのいずれかが著しく異なるときは異なる船型とする。

- 2 前項に規定する船型は、当該船型の1番艦の名称を附して示すものとし、新造する自衛艦については命名のときに、新造以外の自衛艦については、就役、区分変更又は種別変更のときに、それぞれ海上幕僚長が決定するものとする。
- 3 支援船の船型は、陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令（令和6年防衛省訓令第317号。以下次条において「訓令」という。）別表第3に掲げる種別と同じ名称をもつて示すものとし、決定については自衛艦の例による。

(支援船の配属等)

第4条 訓令第4条第2項及び第5条の規定により、支援船の種別及び記号を決定し、建造番号、番号及び名称を付与したときは、海上幕僚監部防衛部長（以下「海幕防衛部長」という。）は、別紙様式第1により、当該支援船の配属に係りのある部隊等の長に通知するものとする。

- 2 支援船の配属等に関する計画は、海上自衛隊年度業務計画（以下「年度業務計画」

船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達

という。)をもつて示すものとし、配属等及びその期日を決定したときは、海幕防衛部長はそのつど配属、籍及び除籍にあつては別紙様式第1により、配属替にあつては別紙様式第2により、それぞれ当該支援船の配属に係りのある部隊等の長に通知するものとする。

(船舶総表)

第5条 海上幕僚監部防衛部防衛課長(以下「海幕防衛課長」という。)は、海上自衛隊の保有する船舶の種別、船型、記号、名称、番号及び建造番号(以下この条において「種別等」という。)を登録した船舶総表を、別紙様式第3により作成し、保管するものとする。

2 船舶総表への登録、登録替またはまつ消(以下「登録等」という。)をするときは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 新造する船舶に係る種別等の登録は、自衛艦については命名のとき、支援船については就役のとき。

(2) 新造以外の船舶で新たに自衛艦又は支援船となるものに係る種別等の登録は、就役又は区分変更のとき。

(3) 種別変更する自衛艦又は支援船の登録替は種別変更のとき、除籍する自衛艦又は支援船の登録のまつ消は除籍のとき。

(支援船配属台帳)

第6条 海幕防衛課長は、支援船の種別、名称等を配属される部隊ごとに登録した支援船配属台帳を別紙様式第4により作成し、保管するものとする。

2 支援船配属台帳への登録等は、支援船の配属等及び種別変更のつど行うものとする。

(航空機の装備等)

第7条 航空機の装備等に関する計画は、年度業務計画をもつて示すものとし、装備等及びその期日を決定したときは、海幕防衛部長は、そのつど装備及び除籍にあつては別紙様式第5により、保管及び装備替にあつては別紙様式第6により、それぞれ当該装備等に係りのある部隊等の長に通知するものとする。

(航空機を搭載する護衛艦等への航空機の搭載等の報告)

第8条 護衛艦に搭載する航空機を装備する部隊を指揮下に有する航空群の司令は、航空機を搭載可能な護衛艦、補給艦及び輸送艦(以下「護衛艦等」という。)の艦長の要請に応じ、当該部隊に装備する航空機を当該護衛艦等へ搭載し、又は搭載を解除(以下「搭載等」という。)した場合は、そのつど海上幕僚長に報告するものとする。この場合において、当該搭載等の実施の命令に係る書類を海上幕僚長に配布することをもつて報告に代えることができる。

(護衛艦への航空機の搭載等に係る特例)

第8条の2 前条に規定する航空群の司令への要請は、航空機を搭載可能な護衛艦を

船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達

指揮下に有する護衛隊群司令及び護衛隊司令についても行うことができる。

- 2 前項に規定する要請を受けた航空群の司令は、護衛艦に搭載する航空機を装備する指揮下の部隊の長に対し、当該要請で示された期間にあつては、当該要請を行った護衛隊群司令又は護衛隊司令の命令に従い当該部隊に装備する航空機の護衛艦への搭載等を実施することを命ずるものとする。
- 3 前項に規定する護衛隊群司令又は護衛隊司令の命令に従い護衛艦への航空機の搭載等が行われた場合は、前条の規定に関わらず、当該護衛隊群司令又は護衛隊司令がそのつど海上幕僚長に報告するとともに、第1項に規定する要請に応じた航空群の司令に通報するものとする。この場合において、当該命令に係る書類を海上幕僚長及び当該航空群の司令に配布することをもつて報告及び通報に代えることができる。

(航空機総表)

第9条 海幕防衛課長は、海上自衛隊の保有する航空機の型式、番号及び製造番号を登録した航空機総表を別紙様式第7により作成し、保管するものとする。

- 2 航空機総表への登録等は、航空機の装備、保管、種別変更及び除籍のつど行うものとする。

(航空機装備台帳)

第10条 海幕防衛課長は、航空機の型式、番号等を装備される部隊ごとに登録した航空機装備台帳を別紙様式第8により作成し、保管するものとする。

- 2 航空機装備台帳への登録等は、航空機の装備等及び種別変更のつど行うものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和48年2月20日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる達は、廃止する。
 - (1) 航空機の装備等に関する達（昭和36年海上自衛隊達第85号）
 - (2) 船舶総表に関する達（昭和36年海上自衛隊達第99号）
 - (3) 航空機総表に関する達（昭和37年海上自衛隊達第100号）
 - (4) 支援船の配属及び籍に関する達（昭和37年海上自衛隊達第113号）

附 則（昭和53年2月28日海上自衛隊達第8号海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達附則16項）（抄）

この達は、昭和53年4月1日から施行し、昭和55年度以降の年度を対象として作成する中期業務見積り及び昭和53年度以降を対象として作成する年度業務計画から適用する。

附 則（平成18年6月5日海上自衛隊達第24号航空機の運航に関する達等の一部を改正する達第3条）

この達は、平成18年6月5日から施行する。

船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達

附 則（平成 29 年 3 月 21 日海上自衛隊達第 6 号）

この達は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日海上自衛隊達第 12 号）

この達は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 5 日海上自衛隊達第 31 号）

この達は、令和 6 年 1 月 5 日から施行する。

船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達

別紙様式第 1

海幕防第 号

殿

海上幕僚監部防衛部長

支援船の 名称等
配属等 について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。
記

施行 年月日	種別	船型	記号	名称	番号	建造 番号	配属 除籍 部隊等	籍	備考

写送付先：

注：名称等の通知の場合は、配属等をまつ消し、配属除籍部隊等の欄及び籍の欄を斜線で消す。また配属等の通知の場合は、名称等をまつ消する。

別紙様式第 2

海幕防第 号

殿

海上幕僚監部防衛部長

支援船の配属替について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

施 行 年月日	種別	船型	記号	名 称	番号	建造 番号	変 更 前		変 更 後	
							配属替 部隊等	籍	配属替 部隊等	籍

写送付先：

船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達

別紙様式第3

船 舶 総 表

種 別	船 型	記 号	名 称	番 号	建造番号	就役年月日	備 考

注：新造以外の船舶で新たに自衛艦又は支援船となるものの建造番号は、当該船舶が自衛艦又は支援船となるまでに既に付与されている建造番号その他の番号とする。

船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達

別紙様式第4

支 援 船 配 属 台 帳

[illegible]

別紙様式第 5

海幕防第 号

殿

海上幕僚監部防衛部長

航空機の 装備
除籍 について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。
記

装備 除籍	年月日	分 類	種 別	型 式	番 号	装備 除籍	部隊	備 考

- 注 1．天候等の都合により装備年月日を変更する必要がある場合は、その旨すみやかに通知すること。
- 2．装備の通知の場合は、除籍をまつ消し、除籍の通知の場合は装備ををまつ消す。

別紙様式第 6

海幕防第 号

殿

海上幕僚監部防衛部長

航空機の 保管
装備替 について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。
記

保管 装備替 年月日	分類	種別	型式	番号	保管 装備替 部隊		備考
					変更前	変更後	

注：保管の通知の場合は装備替をまつ消し、装備替の通知の場合は保管をまつ消する。

船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達

別紙様式第 7

航 空 機 総 表

取得年月日	型 式	番 号	製造番号	備 考

別紙様式第 8

航 空 機 装 備 台 帳

装 備 部 隊							
装 備 年 月 日	型 式	番 号	装 備 替				備 考
			変 更 前		変 更 後		
			年 月 日	部 隊	年 月 日	部 隊	